

## 平成 12 年第 1 回定例会-3<総務委員長報告(3-27)>

●副議長(上林謙二郎君) 日程第4及び第5の議案 14案を、一括して議題とします。

[審査報告書]

●副議長(上林謙二郎君) 委員長の報告を求めます。

総務委員長長谷川大君。

[総務委員長長谷川大君登壇]

●総務委員長(長谷川大君) 総務委員会に付託されました議案 14案について、審査の概要と結果を報告します。

議案 14案につきましては、理事者からの提案説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

まず、議案第 17号船橋市防災会議条例の一部を改正する条例につきましては、主な質疑として、重大な事故に対し、自治体が情報を収集し、事態を認識する能力はあるのか。今後、どのような形で対策をとるのか——等の質疑がありました。

討論に入ったところ、原案賛成の立場で日本共産党の委員から、「防災対策の充実は大事な課題である。まだ対策がない地域的な重大事故に対する計画も早期に作成をし、市民と一緒に安全なまちをつくっていけることを、要望する」、

また、公明党の委員から、「局地的な災害は本市だけでは対応できない部分がある。常に危機管理を想定し、より実態に合った防災会議とするよう、要望する」との発言がありました。

次に、議案第 18号船橋市行政組織条例の一部を改正する条例につきましては、主な質疑として、工事検査課を財政部から都市計画部に移す意義は何か。今まで財政部に置いていた理由は何か。今回の統合でどういう指導をしていくのか——等の質疑がありました。

討論に入ったところ、原案賛成の立場で公明党の委員から、「技術者がその技能・経験を発揮し、工事検査のみならずコスト削減等を含め、行政改革の一環となる工事検査ができるよう、要望する」、

また、日本共産党の委員から、「検査機能の強化を求めるとともに、適切で市民の負託にこたえられるようなよりよい工事検査を要望する」との発言がありました。

次に、議案第 19号船橋市行政手続条例の一部を改正する条例につきましては、主な質疑として、県の条例等の改廃については、あらかじめ県から市町村に協議はあるか。補助人、補助監督人の意味は何か——等の質疑がありました。

討論に入ったところ、討論はありませんでした。

次に、議案第 20号船橋市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例につきましては、主な質疑として、監査委員の独立性を高めるため、独自の職員採用や、事務局機能の権限強化が必要ではないか。包括外部監査を導入しなかったのはなぜか。独立性が保てるよう、報酬支払いのための基金を設けてはどうか。個別外部監査人との契約の権限はどこか——等の質疑がありました。

討論に入ったところ、原案賛成の立場で日本共産党の委員から、「必要な予算措置をとり、外部監査の早期機能化を求める。監査人選任は弁護士会、公認会計士会等の推薦を受け、公平にやるべきである。市と距離を置いた基金制度導入も考え、独立した監査機能を果たせる制度にすることを要望する」、

また、公明党の委員から、「今の監査の充実も図り、なおかつ、この条例は、より開かれた市政ができる1つの方法である。予算は、議案が出たときに十分審査できるので、条例を制定してより開かれた監査機能が充実できるよう、要望する」との発言がありました。

次に、議案第 21号船橋市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例につきましては、福祉事務所がどこにあるのかを表示する必要があるのではないかと質疑がありました。

討論に入ったところ、討論はありませんでした。

次に、議案第 22号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第 23号職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、主な質疑として、半日当を支給しない改正だが、職員組合との協議はどうなっているのか。職員組合との合意なしに提案をして、手当を削減したのは過去にもあるのか。改定によって、どのくらいの手当が少なくなるのか。市民等にアンケートをとったことはあるのか。千葉市や習志野市等に行っても、半日当が出ていたのは、市民はどの程度知っていたのか——等の質疑がありました。

討論に入ったところ、原案反対の立場で日本共産党の委員から、「職員組合との合意を前提にしてやるべきである。財政状況の厳しい中、手当の見直しも必要なことだが、市の立場の説明をし、了解してから条例として提案をすべきであるので、賛成できない」、

また、原案賛成の立場でふなばし 21 の委員から、「経済不況が長く、このような半日当は、市民からの批判もあると思う。市だけがぬるま湯につかっているのではなく、市もみずから経費を節減する意味で、賛成する」との発言がありました。

次に、議案第 24号船橋市特別会計条例の一部を改正する条例につきましては、主な質疑として、一般会計から繰り入れ基準を明確化する必要があるのではないか。議員や市民がわかるような基準をきちんとつくるべきではないか——等の質疑がありました。

討論に入ったところ、討論はありませんでした。

次に、議案第 25号船橋市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、主な質疑として、今回の手数料を定めた基本的な考え方は何か。料金設定は、どういう考えか。減免については、どういうふうになっているのか。なぜ、5万円に満たないものは5万円までとしたのか。5万円の過料を受けるのはどういうときか。戸籍等全国で統一した手数料の改廃は自治体でできるのか——等の質疑がありました。

討論に入ったところ、討論はありませんでした。

次に、議案第 26号船橋市市税条例の一部を改正する条例につきましては、特に報告するような質疑はなく、討論もありませんでした。

次に、議案第 27号船橋市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第54号船橋市基本構想についてにつきましては、主な質疑として、今後、基本計画を立てる中で、財政計画をきちんと立てていく必要があるのではないか。基本構想と現実の対応のギャップがあり過ぎるのではないか。市として市民の生活に責任をもつということを、構想に明記すべきではないか——等の質疑がありました。

討論に入ったところ、原案反対の立場で日本共産党の委員から、「不十分な点が多過ぎる。今の政治に対しての批判が少なく、このまま進めれば、行政改革の形で市民負担をふやし、福祉を切り捨てる方向になる。政治の切りかえからスタートしなければならぬ。市民の一番願っていることが、明確にされるまちづくりのスローガンが必要だと思うので、賛成できない」、

また、原案賛成の立場で、公明党の委員から、「公募した市民を含む各界各層からなる総合計画審議会の集大成であり、よくできていると思う。これからの基本計画や実施計画は、経済動向や市民ニーズが変わってくるので、より実態に合った弾力的な考え方で実効性のあるものになるように要望する」との発言がありました。

次に、議案第59号千葉県競輪組合の解散について及び議案第60号千葉県競輪組合の解散に伴う財産処分についてにつきましては、一括して議題としました。

主な質疑としては、組合同規約で、解散手続はどのようになっているのか。規約に解散の手続は全くないが、いつ解散を決めたのか。財産の分配についても議会の議決権を得るのか。施設改善レースの財産はどこの財産になるのか——等の質疑がありました。

討論に入ったところ、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第23号及び議案第54号は、日本共産党の委員を除く多数で可決、その他の議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会の報告を終わります。